平成２２年（フ）第１０６３号
神戸市長田区松野通４丁目２番11―714号
債務者　渡辺　菊代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１７号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１－８棟104号
債務者　堀井　千秋
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１８号
兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地１－８棟104号
債務者　堀井　順子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目９番12―102号
債務者　新開　公子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７１号
兵庫県川西市花屋敷山手町１番３号
債務者　木村真由美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３７４号
兵庫県川西市霞ヶ丘１丁目６番16号
債務者　黒木不二夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県洲本市炬口１丁目４番10号
債務者　齋藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０号
鳥取県米子市泉198番地10
債務者　野口　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３０号
鳥取県米子市泉198番地10
債務者　野口　英樹
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９９号
広島県尾道市御調町市378番地304号
債務者　山下　正記
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
広島県尾道市東則末町９番67号
債務者　東　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
愛媛県松山市祓川１丁目４番29号　石丸マンション竹２階６号
債務者　西田　清子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３２号
愛媛県松山市永木町１丁目７番地28　ウィンズビル永木ＮＯ１―201号
債務者　松友　悦志
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
福岡県久留米市高良内町4364番地１　キャトルフォイル101号、旧住所福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津3400番地20
債務者　重田　晃宏
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県京都郡苅田町大字与原943番地
債務者　青木　敢二
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
福岡県築上郡上毛町大字東下1565番地18
債務者　山口みち子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
長崎県雲仙市南串山町丙6123番地
債務者　松山　五夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係